

平成25年度 教育委員会 第13回定例会 議案

1 日 時 平成25年10月7日(月) 13時

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

第25号議案 静岡 - カンボジア協力隊派遣プロジェクト(J I C Aカンボジア派遣)
の合意について 1

< 非 > 第26号議案 平成25年度県議会決算特別委員会に提出する報告書 非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第 25 号議案

静岡 - カンボジア協力隊派遣プロジェクト（JICAカンボジア派遣）の
合意について

静岡 - カンボジア協力隊派遣プロジェクト（JICAカンボジア派遣）について、別
添のとおり合意する。

平成 25 年 10 月 7 日提出

静岡県教育委員会教育長

合意書(案)

独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)と静岡県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)とは、県教育委員会に所属する教員(以下「県教員」という。)を青年海外協力隊員としてカンボジア王国に派遣するプロジェクト(以下「本プロジェクト」という。)に関し、以下の事項について双方が合意したことをここに確認する。

(名称)

第1条 本プロジェクトを「静岡—カンボジア協力隊派遣プロジェクト」と称する。

(目的)

第2条 本プロジェクトは、理科教育を中心とする教育分野の人材育成を急務としているカンボジア王国へ、県教員を青年海外協力隊員として派遣し、カンボジア王国における教育分野の人材育成を図るとともに、県教員の人材育成を図ることを目的とする。

(内容)

第3条 本プロジェクトは、平成26年度から理科教育を中心とする教育分野にて県教員をカンボジア王国へ派遣し、教育分野の人材育成に係る支援を行うものである。派遣職種、任地及び配属機関については、カンボジア王国からの要請内容を踏まえ、年度ごとに決定する。

(期間及び派遣人数)

第4条 派遣される県教員の国内訓練期間及びカンボジア王国における派遣期間(以下「派遣期間」という。)の合計期間は、原則2年とし、これを1期とする。

2 1期につき派遣する県教員は原則として5名程度とする。派遣人数については、カンボジア王国からの要請内容を踏まえ、JICAと静岡県との協議により年度ごとに決定する。

(県教員の推薦)

第5条 県教育委員会は、前条第2項に定める派遣人数を踏まえ、県教員に対し公募を行う。推薦、選考及び結果通知方法に関しては、原則「現職教員特別参加制度」の例に準じて行う。

(県教員の処遇)

第6条 県教育委員会は、県教員の派遣に当たり、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年静岡県条例第10号)を適用し、給与面又は処遇面で一般の県教員と均衡を失することのないよう調整する。

2 JICAは、県教育委員会に対し、派遣期間中に県が支給する県教員の給与及び賞与について、JICAの規程に基づき補てんを行う。

(支援体制の整備)

第7条 県教育委員会及びJICAは、本プロジェクトの効果的な実施及び派遣される県教員の活動を支援するため、支援体制の整備を図る。

(県民及び地方自治体等への啓発)

第8条 県教育委員会及びJICAは、本プロジェクトについて、県民へ広く発信していくことを通じて、県民の国際協力及びグローバル人材育成に対する理解の促進を図る。

2 JICAは、地方自治体等との連携による国際協力活動を促進するに当たり、本プロジェクト

をモデル事例として活用し、これに関し、県教育委員会は必要に応じて協力する。

(秘密の保持)

第9条 県教育委員会及びJICAは、本プロジェクトの過程において知り得た県教育委員会、JICA 及びカンボジア王国政府機関等の秘密を他に漏らしてはならない。本プロジェクトの終了後においても同様とする。

(有効期間)

第10条 本合意書の有効期間は、平成30年3月31日までとする。ただし、同日前であっても、当初予期できなかった事情等により、県教育委員会又はJICAが本プロジェクトの継続が困難と判断する場合には、他方当事者に対し、本合意書の解除を書面で申し入れることができる。この場合において、当該解除の申し入れの日から60日以内に、本合意書は終了するものとする。

2 本合意書が終了した場合においても、終了時に派遣中の県教員は、原則として、本合意書に基づく派遣を継続するものとする。

(県教員とJICAとの合意書)

第11条 本合意書に基づき派遣される県教員とJICAの間で、別途派遣前訓練に関する合意書(以下「訓練合意書」という。)及びJICAボランティアの派遣に関する合意書(以下「派遣合意書」という。)を締結する。

2 JICAは、県教員の行為により第三者が損害を受けたとき、訓練合意書第13条及び派遣合意書第15条に基づき、その責任を一切負わない。ただし、その損害が県教育委員会若しくはJICAのいずれか又は両者の責に帰すべき場合においては、それぞれ、県教育委員会と県教員間、JICAと県教員間又は三者間で協議し、その責任範囲を定める。

(その他)

第12条 本合意書に変更が生じた場合及び本合意書に定めのない事項については、その都度双方が協議して定める。

本合意を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成〇年〇月〇日

静岡県教育委員会
〇〇〇 〇〇 〇〇

独立行政法人国際協力機構
〇〇〇 〇〇 〇〇

第13回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
1	学力向上対策本部の設置	1
2	市町教育委員会事務局訪問中間報告	5
3	教育委員会定例会・臨時会非公開案件の会議録の公開化	1 3
4	監査結果に関する報告	1 4
5	公益信託の引受けの許可	1 9
6	第 27 期 静岡県青少年問題協議会の意見具申の概要	2 0
7	文化財クローズアップ 「伊豆のダ・ヴィンチ～江川太郎左衛門の理系力」	2 1

学力向上対策本部の設置

(教育政策課)

1 趣旨

静岡県教育委員会は、静岡県の小中学生の学力向上のための対策を円滑かつ効果的に実行するため、学力向上対策本部を設置する。(別添1)

2 学力向上対策本部の概要(別添2)

(1) 所掌

ア 学力向上推進協議会の提言等を踏まえて、学力向上のための施策を企画・立案すること。

イ 施策を円滑かつ効果的に実行するための体制、方法等を決定すること。

ウ イの決定事項、施策の進捗、実績等を教育委員会に報告すること。

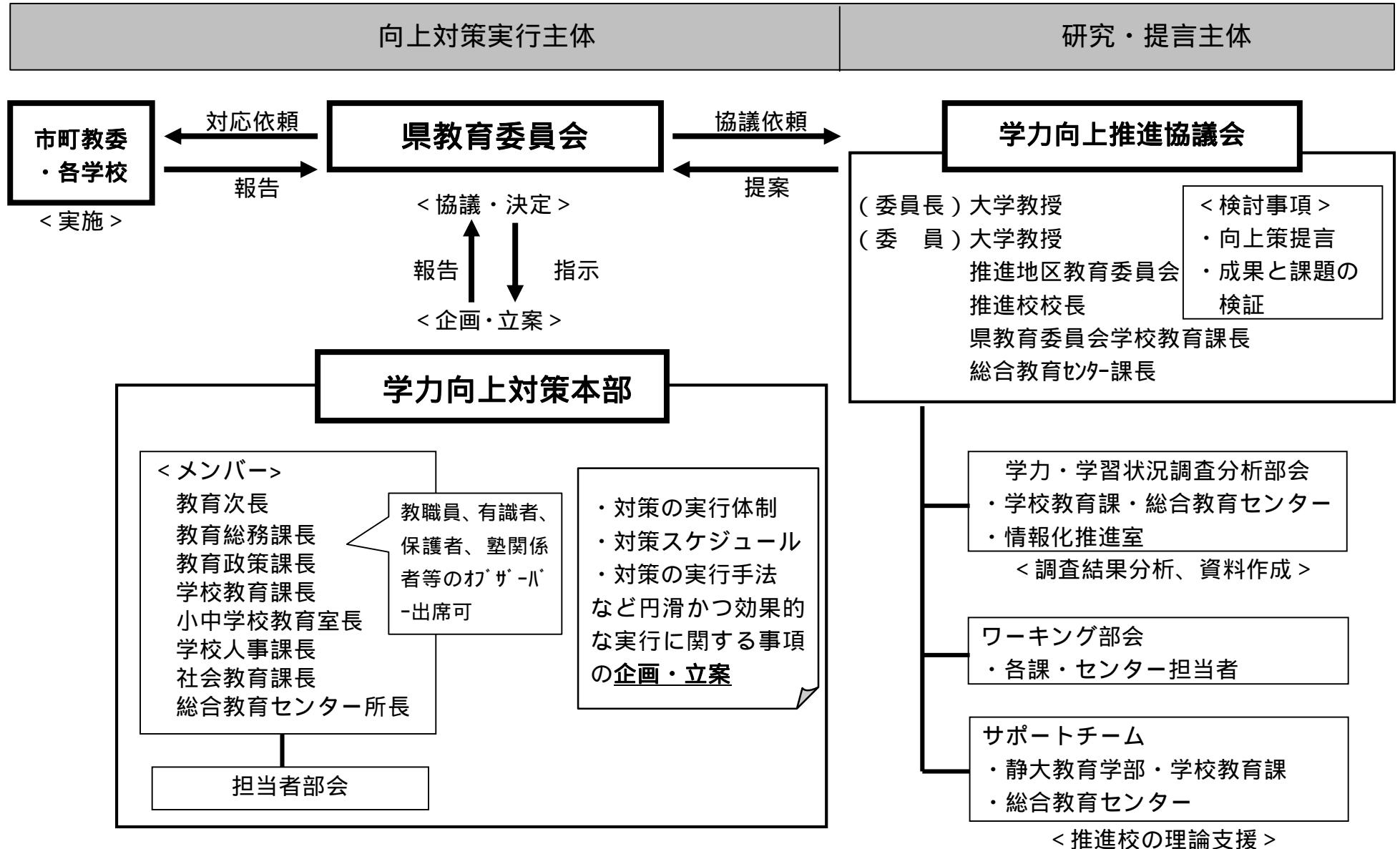
(2) 組織

本部の委員は、教育次長、教育総務課長、教育政策課長、学校教育課長、小中学校教育室長、学校人事課長、社会教育課長及び静岡県総合教育センター所長で構成する。

3 今後の予定

月	学力向上対策本部	学力向上推進協議会		
		緊急対策		サポートチーム
5	10月上旬 ・現状分析、スケジュール確認 10月下旬 ・緊急対策の企画・立案 11月上旬 ・協議会の検証を踏まえた対策の企画・立案 1月中旬 ・進捗状況の確認	・学力向上アンケート ・「優れた教育実践校」紹介 10月15日 ・地区校長代表者会 10月24日 ・学力向上集会 11月6日 ・市町教育委員会教育長会正副会長と県教育長との協議	5月27日 協議会の方向性の確認	推進校をサポートする。 ・結果の分析・検証 ・改善策についての助言・支援 ・改善策の効果検証
9			10月11日 平成25年度全国学力・学習状況調査結果の検証	
10			11月下旬 具体的な取組状況についての協議	
11			1月中旬 推進校の取組の報告、報告書の作成	
12				
1				
1				
平成26年度		教育施策への反映(県教委、市町教委、学校)		

学力向上対策本部の設置



学力向上対策本部設置要綱

(趣旨)

第1 静岡県教育委員会は、静岡県の小中学生の学力向上のための対策を円滑かつ効果的に実行するため、学力向上対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 本部は、教育委員の指示を受けて、次の事項を所掌する。

- (1) 学力向上推進協議会の提言等を踏まえて、学力向上のための施策を企画・立案すること。
- (2) 施策を円滑かつ効果的に実行するための体制、方法等を決定すること。
- (3) 前号の決定事項、施策の進捗、実績等を教育委員会に報告すること。

(組織)

第3 本部の委員は、教育次長、教育総務課長、教育政策課長、学校教育課長、小中学校教育室長、学校人事課長、社会教育課長及び静岡県総合教育センター所長で構成する。

- 2 本部の事務を補助するため、本部長が別に定める担当者部会を置くことができる。

(本部長)

第4 本部長は、教育次長をもって充てる。

- 2 本部長は、会務を総理する。
- 3 本部長に事故があるときには、本部長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5 会議は、本部長が招集し、議長となる。

- 2 本部長は、委員以外の教職員を会議に参加させ、意見を聴取することができる。
- 3 本部長は、教職員以外の有識者等から意見を聴取し、また、会議に出席を求めることができる。

(庶務)

第6 本部の庶務は、教育委員会事務局教育政策課において処理する。

(委任)

第7 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 7 日から施行する。

学力向上対策本部構成員

委員（平成 25 年度）

教育次長	山崎 泰啓	本部長
教育総務課長	杉本 寿久	
教育政策課長	渋谷 浩史	本部長職務代理人(＊)
学校教育課長	輿水 まゆみ	
小中学校教育室長	羽田 明夫	
学校人事課長	鈴木 啓之	
社会教育課長	山田 文子	
静岡県総合教育センター所長	三ツ谷 三善	

(＊) 本部長があらかじめ指名する委員

担当者部会

教育政策課	松下 和弘	部会長
教育総務課		実務担当責任者で 構成（補佐、主席等）
学校教育課		
小中学校教育室		
学校人事課		
社会教育課		
静岡県総合教育センター		

市町教育委員会事務局訪問中間報告

(教育政策課)

1 趣旨

(仮)第2期静岡県教育振興基本計画に盛り込む施策や、県教育委員会事務局各課が所管する施策の進捗状況の聴き取り等を目的に、8月から各市町教育委員会事務局を訪問している。9月末時点で26の市町教育委員会事務局を訪問したので、中間報告をする。

2 訪問各課(室)の主な聞き取り事項、伝達事項等

訪問課(室)	主な聞き取り事項、伝達事項等	
教育政策課	(仮)第2期静岡県教育振興基本計画の作成 防災教育の推進状況	全
情報化推進室	オフィスソフトの導入 情報化推進計画の策定状況(教育の情報化の推進状況を含む)	
人権教育推進室	人権教育の全庁的な推進状況 人権教育推進上の課題	
福利課	産業医の配置状況、衛生委員会の設置状況 メンタル不調者への早期対応体制の推進(伝達)	
学校教育課	全国学力・学習状況調査の結果の活用と学力向上の取組 「静岡県の学校からいじめをなくすための提言」を踏まえた各市町の取組状況	全
学校人事課	各市町の実態を踏まえた人事上の課題 初任者の状況、メンタルヘルス不調者への対応状況 定年退職者の再雇用(伝達)	全
社会教育課	学校・家庭・地域の連携体制の構築 青少年活動の実施状況と青少年指導者の育成 子ども・若者支援の状況	全

「全」は、全市町を訪問している課を示す。

3 各市町からの主な意見等 別紙

4 今後の予定

10 月中	全市町教育委員会事務局の訪問完了
11 月 25 日(月)	定例会報告事項で訪問結果を報告
12 月	各市町教育委員会教育長へ訪問結果を報告

各市町からの主な意見等

1 教育政策課関連事項

(1) (仮)第2期静岡県教育振興基本計画の作成

訪問市町教育委員会事務局の全体的な傾向

防災教育、富士山関係、外国人児童生徒支援など、各市町が抱えている喫緊の課題や、トピックスを基にした提案や要望が多い。

災害発生後の学校の機能回復を目指す、応急教育の内容を盛り込んでほしい。地域、家庭、自主防災組織と連携した防災教育の推進を盛り込みたい。

生きる力を育むための「キャリア教育の推進」を、「『有徳の人』の育成」の柱の一つとしたらどうか。

教職員が、直接子どもと向き合う時間を十分に確保する具体的な施策、教職員のワーク・ライフ・バランスの推進を盛り込みたい。

富士山の世界遺産登録を受けた施策について盛り込んだらどうか。

家庭の教育力の向上の成果指標として、「親学や家庭教育等の講演会・講座等に参加した保護者の数(割合)」を示したらどうか。

外国人児童生徒への指導・支援体制の充実に関する施策を盛り込みたい。

「特別支援教育における『中・高・就労』の接続」が課題である。

(2) 防災教育の推進状況

訪問市町教育委員会事務局の全体的な傾向

市町内の施設設備の充実や避難経路の拡幅等のハード整備が行われ、各学校における防災学習や避難訓練も計画的に実施されている。

地域と連携して、裏山に避難所を設ける、講演会を開催するなどの取組を行っている。登下校中の被災を想定し、市内の全小・中学校では子どもの移動時間の10分間隔で避難場所を定める取組を進めている。

緊急地震速報受信システムを、町内全幼稚園・保育所、小・中学校に今年度導入する予定であり、次年度以降にシステムを活用した避難訓練を依頼する。

過去の被災状況等をまとめた防災読本を作成していく。また、NPOと連携した防災教育を実施していく。

教育委員会が所管している推進委員会では、「防災学習部」「防災対策部」「防災訓練部」の3部に各学校の担当者が所属して、協議を行っている。各学校へは、1学年以上の総合的な学習の時間等で3時間以上の学習をするよう指導している。

2 情報化推進室関連事項

(1) オフィスソフトの導入

訪問市町教育委員会事務局の全体的な傾向

OSの環境整備に当たっては、市町の実態により対応は様々である。オープンソフトの導入については、ICT環境の変化とともに肯定的な意見が増えている。

小学校の教育用一人1台パソコンのオフィスソフトには、オープンソフトを導入した。

オープンソフトの一部導入を検討している。

Microsoft Office2010 以前のファイルとの互換性を保証できるものであれば、検討の余地はあると考えられる。

教員は、マイクロソフトのオフィス（ワード、エクセル等）により作成した教材を使用して情報教育を行っている場合が多く、マクロも組まれていることからマイクロソフトのオフィス環境が必要であると考えている。

学校では Access を用いた手組のソフトを利用していることもあり、オープンオフィスへの対応が難しい状況にあるが、今後は予算の削減も予想されることから、新しいオフィスの導入について研究していく。

(2) 情報化推進計画の策定状況（教育の情報化の推進状況を含む）

デジタルテレビや電子黒板についてはデジタル教科書と併用し、「授業の導入時での動機付け」「提示装置と組み合わせたの考え方の説明」等に活用しており、効果を挙げている。

タブレット端末については、各小学校に5～10台を導入予定である。LAN環境を整備しながらノートパソコンを併用した学習ができるようにしたいと考えている。

情報リテラシー教育については、小学校中学年からの取組が必要であると感じている。保護者への啓発も含め、情報機器と共に生きていくための指導が必要である。

3 人権教育推進室関連事項

(1) 人権教育の全庁的な推進状況

訪問市町教育委員会事務局の全体的な傾向

多くの市町教育委員会が首長部局と連携を図り、人権教育の大切さを認識して前向きに取り組もうという気運が高まってきている。

人権教育推進委員を派遣する出前講座、管理職研修会における民生委員や人権擁護委員との講演会の共同開催等を行っている。

人権擁護委員が人権ビデオ等を活用して、毎年各学校で授業を実施している。県が発行する人権教育の手引きを活用した人権教育の推進に努めている。

人権教育については、教育委員会、保健福祉課、住民課等の関係各課が連携して行う事業があり、連絡協議会において情報交換を行っている。

人権教育研究指定をきっかけにして、町内全体の人権啓発、人権教育に努めたいと考えている。

人権教育研究指定校の事業終了後も、その成果を生かして一貫した人権教育を推進している。

(2) 人権教育推進上の課題

多くの部署で人権教育、人権啓発に取り組んでいるが、横の連携が必要であると認識している。

管理職や人権教育担当者が人権教育に関する研修会に参加しているが、各学校に戻ってからの、伝達による一般化に課題があると感じている。

県教委が発行している人権教育の手引き等を活用し、参加・体験型への人権教育をどのように学校に広めていくかが課題である。

法務省、文部科学省からそれぞれに示される人権教育・人権啓発活動については、県教委で整理をお願いしたい。

時間を掛けて人権意識や人権感覚を高めていくが、「時間がかかる」こと自体が課題である。より先進的な研修会の開催方法を紹介していただきたい。

4 福利課関連事項

(1) 産業医の配置状況

50人以上の教職員が在籍する学校への産業医は未配置である。配置について前向きに検討していきたい。

5 学校教育課関連事項

(1) 全国学力・学習状況調査の結果の活用と学力向上の取組

訪問市町教育委員会事務局の全体的な傾向

指導主事が配置されている市町では、全国学力・学習状況調査の結果を分析し、授業改善・学校改善に生かすことを計画している場合が多い。

全国学力・学習状況調査活用委員を市内の各校より1名選出し、問題や結果の分析を行って、市の学力の状況を把握している。その分析を基に、保護者宛の報告を、ホームページ等を通じて行っていく。

市内の国語、算数・数学の代表校長、指導員、研究員（計20人）を委員とする「学力・学習状況調査検証改善委員会」を設置し、家庭学習と学力の状況との相関関係等についてまとめる。

全国学力・学習状況調査については、市教委でも分析を行い、各校の研修主任が集まる授業改善推進委員会に提示し、各学校の取組等について協議する検討材料としている。

全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、まずは教員が問題に取り組み、小・中学生に求められている学力を理解するようにした。

都市部の小・中学生と同様の学力を保障するため、基礎学力（読み・書き・計算）の定着を町の共通理解事項としている。町独自の事業で教員OB等を活用した放課後学習等も検討したいと考えている。

(2) 「静岡県の学校からいじめをなくすための提言」を踏まえた各市町の取組状況

訪問市町教育委員会事務局の全体的な傾向

各市町において、所管する学校の教職員への周知や、子ども自らがいじめについて考える場や機会を設定する取組が広がってきている。

「いじめを生み出さない取組」「早期発見・早期対応のための取組」「重篤な事態に陥った場合の取組」等の視点で系統立てた対応が必要である。

各学校ではいじめの実態把握のため、各学期に1回、生徒・保護者アンケートの実施や、児童生徒への教育相談、毎日の日記・連絡帳の活用等をしている。

学校の自己評価項目に、「子どもたちのいじめに対する意識改革」「地域住民の意識改革」を盛り込んでいる。道徳授業を学校開放日に実施し、地域住民にも、いじめ防止に対する取組の啓発を行っている。

いじめ問題を子ども自らが考える取組として、中学校の1年生が学年集会で寸劇を行った。いじめ対応マニュアルの中に、劇のシナリオや、各学校が全校

体制で行っている取組も加えて配布した。

子ども自身によるいじめ問題への対応として、ある小学校の全学級が、「全国小学校いじめゼロ作戦」の手だてについて話し合いを持った。

いじめ対応マニュアルを作成し、いつでも見ることができるように、個人のパソコンのトップ画面にフォルダを作るなどの工夫を指示した。

県のマニュアルを参考に作成した「いじめ問題への取組点検票」を活用し、年2回の点検を実施する。平成25年度には、いじめ問題啓発のためのリーフレット「いじめを予防する～いじめ加害者を出さないために～」を作成する。

6 学校人事課関連事項

(1) 各市町の実態を踏まえた人事上の課題

訪問市町教育委員会事務局の全体的な傾向

各市町の実態に応じ、人事上の課題や要望は様々であるが、加配や支援員による人的支援への要望、講師不足に対する悩みは共通であり、教育事務所の維持を求める声も多い。

低学年支援、特別支援教育支援、小規模校支援等を受け、職員にゆとりが出てきたという声も聞かれている。

加配等の人的支援はありがたいが、特に賀茂地区については人材がいらないため活用が困難な部分もある。

学校からは支援員配置の要望が高く、緊急雇用事業が終了することに大きな不安を感じている。県の財政支援をお願いしたい。

本年度、小学校の欠員補充が多く、講師の選定に苦労している。

近隣市町との広域人事を基本として人事業務を行っているが、教育事務所の果たす役割は大きい。教育事務所のコーディネートは重要である。

管理職の登用や1校の在籍年数等については、地域の状況に応じた柔軟な対応が必要であると感じている。

静岡式35人学級の下限について、小学校2年生から3年生へ進級する際、児童数に変動がなくても学級数が減ることは、保護者にとって理解が難しい。

小規模校では、35人学級編制の対象条件に適合しない。このようなケースや複式学級に対しての人的補助等を是非お願いしたい。

大規模な自然災害が発生した場合、主要な道路が海岸沿いにある賀茂地区は各市町が孤立する恐れがある。各教職員が勤務地へ到着できないことも予想されるが、近隣の市町で協定を結び、兼務を発令することは可能か。

(2) 初任者の状況、メンタルヘルス不調者への対応状況

訪問市町教育委員会事務局の全体的な傾向

メンタルヘルスも含め、初任者の勤務状況は概ね良好であり、メンタルヘルスの不調による特休、休職者についても、迅速かつ丁寧な対応をしている。

7 社会教育課関連事項

(1) 学校・家庭・地域の連携体制の構築

訪問市町教育委員会事務局の全体的な傾向

学校支援地域本部事業の継続・拡充に努めようとしている市町が多く、学校支援地域本部や通学合宿に充てる補助金の維持・増額を求める声も多い。

学校支援地域本部事業を拡大していくため、市単独でもコーディネーターの養成を開始した。

指導主事の配置を受け、可能であれば全小学校区に学校支援地域本部を立ち上げたいと考えている。

町の実情に即した学校支援地域本部の在り方について社会教育委員会で検討され、いただいた提言を基に事業を推進している。

各地区において実施されている通学合宿は、地域主体の活動となるように働き掛けている。補助金の継続交付をお願いしたい。

家庭教育ネットワーカーを家庭教育支援チームとして位置付け、訪問による相談体制の充実に努めている。

放課後子ども教室については、中学校からのニーズにも対応している。

(2) 青少年活動の実施状況と青少年指導者の育成

訪問市町教育委員会事務局の全体的な傾向

「市町の次世代を担う若いリーダーの養成」を目的に、青少年育成事業に重点を置く市町が多い。

青少年育成事業に参加した小学生が、中学校や高等学校でリーダーとなり、社会教育事業の指導者になったという事例もある。指導者養成事業は重要な取組としている。

小中連携洋上体験合宿を実施し、大人のリーダーが中学生リーダーをサポートする体制の中で、青少年リーダーを養成している。

青年リーダーを育成するため、「青少年活動推進委員」を委嘱し、小学生向けの体験活動の企画運営や、自然体験教室の補助をお願いしている。

県青少年指導者初級認定の活動として、中学生イベントボランティア講座を開催している。

社会教育委員会、青少年問題協議会、警察、PTA連絡協議会、自治会等が広く連携し、挨拶運動を実践している。県が推進する「青少年声掛け運動」と連動して実施している。

(3) 子ども・若者支援の状況

訪問市町教育委員会事務局の全体的な傾向

一部の市では、子ども・若者プランを策定しているが、多くの市町では協議会の設置に至っていないなど、推進には苦慮している。

子ども・若者支援地域協議会からの意見を踏まえ、相談センターの設置を予定している。社会福祉士が中心となって準備を進めている。

平成 25 年 3 月に、市の子ども・若者プランを策定し、第 1 回子ども・若者支援協議会を行うことができた。実際に相談窓口にいくつかの相談が寄せられたが、相談者のほとんどが母親や祖母であり、本人への対応までたどり着かないのが現状である。

中学校 3 年生の生徒、保護者を対象に、卒業後の相談窓口や様々な支援機関等を周知するパンフレットを作成し、全生徒に配布した。

子ども・若者の社会参画を推進するために、地元高校に協力を依頼し、高校生が自分の特技を活かして生涯学習課主催のイベントや体験学習を支援するユースパートナー育成事業を開始した。

困難を有する子ども・若者支援のための体制づくり（特に、学校教育を離れた若者に対する支援等の体制づくり）が課題である。

子ども・若者支援協議会の設置については、大変意義あるものであると認識しているが、推進の母体（事務局）をどの部署に置くかということについては検討が必要であると感じている。

困難を有する若者についての支援が不足していると感じるが、効果的な対策は見つからない。

(件名)

教育委員会定例会・臨時会非公開案件の会議録の公開化

(教育総務課)

「教育行政のあり方検討会『意見書』」具現化の一環として、教育委員会の議論を公開することとし、教育委員会定例会及び臨時会の非公開案件の会議録を原則公開とする。

- 1 時 期 平成 25 年 10 月以降開催分の会議から公開する。
具体的には今回の定例会から原則公開する。
- 2 方 法 会議終了後、県教育委員会事務局で会議録を作成する。
出席した教育委員全員の確認と公開許可を受ける。
県教育委員会のホームページで公開する。
- 3 備 考 (1) 会議録は公開とするが、情報公開条例に規定する非公開情報に該当するものについては、原則非公開とする。
(2) 被害者保護の観点から報道発表にも配慮した懲戒案件は、会議録の公開をしない。

監査結果に関する報告

(教育総務課)

1 監査の結果

平成 25 年 10 月 3 日に、今年度、第 2 回目の監査結果の報告があった。

教育委員会については、6 月 12 日から 8 月 23 日までに実施した本庁及び県立学校等に係る監査について、別紙のとおり 26 所属中 3 所属に指摘、8 所属に指示、4 所属に意見が付された。また 3 所属に 4 件の指導事項があった。

2 指摘等事項の概要

指摘の 3 件は、御殿場高校の医薬品の不適切な購入と私的使用、御殿場南高校及び清水南高校の教員による生徒への体罰行為の発生に関するものである。

指示の 9 件は、教育委員会非公開会議録の誤掲載が 1 件、使用料還付の遅延が 1 件、教員による生徒への体罰行為の発生が 4 件、公務中における交通加害事故の発生が 2 件と機関名非公表の多数の生徒が関与する窃盗事案の発生に関するものが 1 件である。

意見の 3 件は、教職員の不祥事と体罰根絶への取組、窃盗やいじめなどの根絶への取組、読書県しずおかの推進である。

指導事項は、公有財産台帳登載額の誤りなどであった。

3 監査結果の公表

監査結果は、県政の現状や課題等について県民への説明責任を果たすため、10 月 4 日に監査課から記者発表された。

4 今後の対応

監査結果に対する措置状況は、本年 12 月 27 日までに監査委員へ報告する。

(別紙)

指摘 3 件

監 査 箇 所 監 査 実 施 日	指摘等 の区分	指 摘 等 事 項	
御殿場高等学校 平成 25 年 7 月 24 日	指 摘	件 名	医薬品の不適切な購入と私的使用
		内 容	平成 24 年度まで御殿場高等学校に在籍していた養護教諭が、平成 23 年度から 24 年度に保健室で必要な医薬品を医師の処方せんなしで購入し、そのうちの一部を私的に使用した。
御殿場南高等学校 平成 25 年 8 月 23 日	指 摘	件 名	教員による生徒への体罰行為の発生
		内 容	平成 24 年 8 月に御殿場南高等学校の教諭が部活動の合宿中に部員への体罰を行った。 また、同校では平成 23 年 3 月にも体罰行為が発生していた。
清水南高等学校 平成 25 年 8 月 23 日	指 摘	件 名	教員による生徒への体罰行為の発生
		内 容	清水南高等学校の教諭が平成 24 年 8 月に部活動中に生徒への体罰行為を行い、同年 12 月にも別の生徒への体罰行為を行った。同校では体罰行為の発生を教職員や関係者にも説明しておらず、事案発生後の対応が不適切であった。

指示 9 件

教育総務課 平成 25 年 8 月 9 日	指 示	件 名	教育委員会非公開会議録の誤掲載
		内 容	教育委員会のホームページ上に平成 24 年 10 月 4 日から 26 日までの 23 日間、個人情報を含む非公開案件の含まれた教育委員会定例会会議録が掲載された。
教育政策課 平成 25 年 8 月 9 日	指 示	件 名	使用料還付の遅延
		内 容	平成 24 年度の総合教育センターテニスコートの使用料の還付が遅延しているものがあった

(機関名非公表) 平成 25 年 6 月 17 日	指 示	件 名	多数の生徒が関与する窃盗事案の発生
		内 容	平成 22 年度から 24 年度に多数の生徒が関与する窃盗事案が発生していた。
静岡高等学校 平成 25 年 8 月 23 日	指 示	件 名	教員による生徒への体罰行為の発生
		内 容	静岡高等学校の教諭が平成 24 年 7 月と 10 月に生徒への体罰行為を行い、同年 8 月にも部活動中に別の生徒への体罰行為を行った。
掛川東高等学校 平成 25 年 7 月 24 日	指 示	件 名	公務中における交通加害事故の発生
		内 容	平成 23 年度に 1 件、24 年度に 1 件、通勤途上で交通加害事故が連続して発生していた。
		件 名	教員による生徒への体罰行為の発生
		内 容	平成 24 年 10 月、掛川東高等学校の教諭が修学旅行中や部活動中に生徒への体罰行為を行った。
袋井商業高等学校 平成 25 年 8 月 23 日	指 示	件 名	教員による生徒への体罰行為の発生
		内 容	平成 24 年 8 月に袋井商業高等学校の教諭が部活動中に生徒への体罰行為を行った。
気賀高等学校 平成 25 年 8 月 23 日	指 示	件 名	教員による生徒への体罰行為の発生
		内 容	平成 24 年 5 月に気賀高等学校の教諭が部活動中に生徒への体罰行為を行った。
沼津特別支援学校 平成 25 年 7 月 24 日	指 示	件 名	公務中における交通加害事故の発生
		内 容	平成 23 年度に 1 件、24 年度に 3 件、通勤途上で交通加害事故が連続して発生していた。

「意見」3件

監査箇所 監査実施日	指摘等の 区分	指 摘 等 事 項	
教育総務課 学校人事課 平成 25 年 8 月 9 日	意 見	件 名	教職員の不祥事と体罰根絶への取組
		内 容	教職員による不祥事が絶えません。平成 24 年度には窃盗などの逮捕事案も多発し、県民の教育への信頼を損なっています。 また、体罰については、文部科学省の求めにより児童・生徒や保護者にアンケート調査をするなど詳細に調査したところ、平成 24 年度に 146 件もの事案が報告されています。今後とも、正確な実態把握に努め、厳正に対処して、根絶につなげてください。
学校教育課 平成 25 年 8 月 9 日	意 見	件 名	窃盗やいじめなどの根絶への取組
		内 容	県立高等学校では、窃盗事案の生徒指導件数は減少しているものの、内容が悪質な事案も発生しています。 また、昨年 9 月に実施したいじめの緊急調査では、前年同時期の倍以上の認知件数がありました。県教育委員会は「きまりを守る子ども育成協議会」を設置しましたが、窃盗やいじめなどの問題行動に対し実効性のある対策を講じて未然防止に努めてください。
学校教育課 社会教育課 平成 25 年 8 月 9 日	意 見	件 名	読書県しずおかの推進
		内 容	県教育委員会では、県民一人一人が、生涯を通じて読書を楽しむ習慣の確立を目指す「読書県しずおか」づくりを推進しています。 文部科学省が公表した平成 25 年度の全国学力テストの結果によると、県内公立校の小学 6 年国語 A の平均正答率が全国最下位となりました。同時に行われた生活習慣を問う調査では、平日に 30 分以上読書したり、新聞を読んだりする割合も全国平均を下回っています。 読書は国語の基礎学力に欠かせません。市町教育委員会とも連携し、「読書県しずおか」の推進に努めてください。

「指導事項」6件

指導事項の内容	
件名	公有財産台帳登載額の誤り
内容	平成24年度の公有財産台帳の工作物の評価額に誤りがあった。
件名	教育奨学金返還金等の納期内収入率が低率
内容	平成24年度教育奨学金返還金などの納期内収入率が低率であった。
件名	教育奨学金返還金等の収入未済額が多額
内容	平成24年度の教育奨学金返還金などの収入未済額が多額であった。
件名	最低制限価格の未設定
内容	平成24年度の体育館床改修工事で最低制限価格が設定されていなかった。

公益信託の引受けの許可

(教育総務課)

(要旨)

平成 25 年 9 月 11 日付けで、公益信託菱和設備創立記念奨学基金の引受けについて、公益信託ニ関スル法律第 2 条第 1 項の規定により、受託者株式会社静岡銀行に対して許可した。

(概要)

1 委託者

菱和設備株式会社 静岡市葵区清閑町 14 番 5 号

2 受託者

株式会社静岡銀行 静岡市葵区呉服町一丁目 10 番地 代表取締役 中西勝則

3 設定の趣旨

この公益信託は、静岡県内の高等学校に在学する、向学心に富み、成業の見込みのある生徒であって、経済的な理由により十分な学習環境に恵まれない事情がある者に対し、奨学金を給付することにより、将来の静岡県の産業振興を担う青少年を育成することを目的として設定する。

4 事業

静岡県内の高等学校に在籍する生徒に対する奨学金(月額 2 万円、最大 3 年間)の支給を行う。

5 信託管理人及び運営委員

(1) 信託管理人 牧田静二 弁護士

(2) 運営委員 平井重臣 静岡県高等学校協会事務局長

岩城 明 静岡県教育委員会学校教育課高校教育室長

江間秀明 静岡県公立高等学校 P T A 連絡協議会事務局長

遠藤孝子 吉田町社会福祉課

松村龍夫 静岡県私学協会常務理事

6 信託財産の状況

金銭 6,000 万円 (この公益信託は、元本取崩し型の信託として設定されている。)

7 事業計画

(1) 募集方法 静岡県高等学校長協会、私学協会等を通じて、静岡県内の高等学校に募集要項を送付する。

(2) 選考方法 給付規程に基づき、奨学金の給付対象者を運営委員会の意見勧告を得て決定する。

(3) 給付金額 年額 720 万円 1 人あたり月額 2 万円年額 24 万円
各学年 10 人計 30 人

(件 名) **第 27 期 静岡県青少年問題協議会の意見具申の概要**
(10 月 7 日 意見具申を知事に提出)

(社会教育課)

「若者の社会参加と社会参画～自己を確立し、能動的形成者となるために～」

本協議会において、「若者の社会参加と社会参画」をテーマに審議をしてきた。「若者の社会参画に関するアンケート」を実施し、この結果をもとに、どのように社会に関わることで自己を確立し能動的形成者になりうるか、また、支援施策のための方向性について具体的にまとめた。

若者の社会参加とは何か

能動的市民性 (アクティブ・シティズンシップ) とは「社会の主体的な一員」であることをいう。ここでいう「社会」とは、「仲間」や「相互扶助」を意味する。つまり、社会参加とは、「平等に助け合う仲間の一員となること」である。

調査結果から見える現代の青少年像

静岡県の青少年は地域への愛着度が高く、社会参加や社会貢献しようとする意欲を持っている。しかし、その機会がない、情報が収集できない、時間的余裕がない等、環境整備の不足から社会参加や社会貢献の活動を実際にはしていない。

「居場所」と感じているのは、「自分の部屋」「家庭」「友人と一緒の場所」などの私的な場所で、「幸福感」を判断する基準は「友人関係」等の私的な生活を豊かにするかどうかである。

社会参加等に関する活動を行いたいと考えている若者に、多様な方法で情報を提供する必要がある。また、若者の居場所の延長、つまり地域を場として、他の仲間とともに活動できる環境整備を行うことが必要である。

若者の自立と社会参画にむけての方策

- 1 社会参加の水路としての若者の居場所の整備
若者たちは、居場所で、適切に方向づけられることで社会参加の機会を得る。
- 2 社会参加の保障としての意思決定への若者の参加
自分たちで社会を変えられるという自己肯定感を得るためには、お飾りでない、若者主導の活動や若者が意思決定をする活動に参画することである。
- 3 社会参加を支える情報ネットワークの整備
社会参加のツールとして、SNS の活用と、地理的制約・年齢による制約を超えて活動するための情報ネットワークの活用は重要である。
- 4 社会活動への参加の奨励と社会的評価
若者が社会活動の接点を得るには、学校教育や地方自治体の役割は大きい。地域を担う主体として若者を捉え、若者の力を地域に生かすための若者団体の形成を支援することが望ましい。
- 5 社会参加が難しい若者を受け止める地域環境の整備
社会参加が難しい若者や高校の中途退学者等の社会的に不利な状況にある若者には、専門の支援機関で取り組むだけでなく、地域ぐるみでの取組が必要である。

(件 名)

文化財クローズアップ「伊豆のダ・ヴィンチ～江川太郎左衛門の理系力」

(文化財保護課)

- 1 趣 旨 本事業は、「文化財ウィーク」期間の県主催事業として実施するもので、専門家による講演と文化財見学等を通して、地域文化財の深い理解を促すことを目的としている。
本年度は、重要文化財に指定された江川文庫資料を取り上げ、調査を通して明らかになった、測量機器や絵画などを紹介する。
 - 2 主 催 静岡県教育委員会 静岡県文化財保存協会
共 催 伊豆の国市
協 力 公益財団法人江川文庫、宗教法人願成就院
 - 3 開 催 日 平成 25 年 11 月 2 日(土)
 - 4 会 場 伊豆の国市 葦山時代劇場
 - 5 対 象 一般県民(150名)
 - 6 内 容
 - (1) シンポジウム
 - 9:00 開場
 - 9:30～ 主催者挨拶(県教育委員会、伊豆の国市)
 - 9:40～10:20 基調講演 1(帝京平成大学 中村 士氏)
 - 10:20～11:20 基調講演 2(文化庁美術学芸課 岡部 幹彦氏)
 - 11:30～12:20 ミニシンポジウム(ナビゲーター 江川 洋氏)
(パネラー 中村 士氏、岡部 幹彦氏)
 - (2) 文化財見学
 - 13:00～
 - ア 江川 邸：学芸員、ボランティアガイドによる邸内案内と文化財解説付
入場料 150 円
 - イ 反 射 炉：伊豆の国市職員による解説付 入場無料
 - ウ 願成就院：入場料 300 円
- *自由見学を基本とするが、江川邸、反射炉、葦山時代劇場間を伊豆の国市と県のバスを無料運行する。